

**第 33 回及び第 34 回研究会の議論等を
踏まえた事業者・団体への追加質問
及びその回答(移動通信関係)**

令和2年7月

質問番号、質問者、回答者及び質問内容について

質問番号	回答者	質問内容
1 指定電気通信設備を用いた「卸役務」への必要な措置関係		
【質問1】 辻座長	NTTドコモ、 KDDI、SB	6月30日会合では、「指定設備卸役務の提供の際に必要な営業費」として、「自社ユーザの獲得や維持に係る営業費」の原価算入を認めるか否かについては、「卸先事業者が当該コストにより直接的に利益を享受しているかどうかの基準により慎重に判断すべきである旨示されたが、高橋構成員から、「直接的に利益を享受しているかどうかで考えることが必要であり、例えばモバイルのテレビCMについては、算入が想定されない」旨の発言があったことも踏まえると、「自社ユーザの獲得や維持に係る営業費」に該当するいずれのコストについても、「卸先事業者が当該コストにより直接的に利益を享受している」ことは考えがたく、当該コストは原価に算入すべきでないと考えられますが、ご意見をお聞かせ下さい。
2 モバイル接続料の適正性向上関係		
(1) 予測値の算定方法の適正化向上		
【質問2】 酒井構成員	NTTドコモ、 KDDI、SB	予測値は、過去のデータからの統計的予測及び各社の経営情報に基づく見込みが含まれているとのことですが、予測値の上限、下限あるいは予測誤差の大きさ等について言及することは可能でしょうか。例えば、統計的手法だけでは、予測誤差の分散あるいはX%信頼区間等が検討できるかと思います。また、各社の見込み等も含めて同様な記述ができるとMVNOの参考になると思いますが、いかがでしょうか。
【質問3】 関口構成員	NTTドコモ、 KDDI、SB	予測と実績の乖離の理由について、MVNO委員会から「二種指定事業者からMVNOに対して差額が生じた具体的な理由・要因を明示・開示いただくことが不可欠」という要望が出されています(6月17日付け資料33-5 P.6)。予測と実績の乖離理由に関し、MNOからの情報提供はどのようになされることが望ましいとお考えですか。
【質問4】 酒井構成員	NTTドコモ、 KDDI、SB	新型コロナウイルス、災害等により、年度途中で不測の事態が生じた場合は、年度途中で年度末の予測値が変動すると思いますが、どの程度変動するか、その範囲についてMVNOに情報提供することは可能でしょうか。例えば前半でトラフィックが増加した場合、後半も同様な増加がある場合、無い場合等について予測値の範囲を示していただくことは可能でしょうか。
(2) 原価の適正性向上		
【質問5】 辻座長	NTTドコモ、 KDDI、SB	MNO3社では、経営戦略や業務運営等が異なるため、各種費用の金額が異なるものと思いますが、費用控除等の統一ルール作成の必要性については一定程度理解頂いていると存じます。今後、統一ルール作成の議論を進めていくにあたり、費用に関するデータが必須となる所、 ① 第一種事業者が固定系の接続料で提出されておられるような、より詳細なデータを提出いただくことは可能でしょうか。

		<p>② 金額ベースでなく、各項目について何%を控除するといったパーセントで議論すれば、総額の相違は解消すると思いますが、いかがでしょうか。</p> <p>③ 予測値の算定にあたり、将来値の推計に統計的手法を用いる場合、共通の推定式を採用することはいかがでしょうか。</p>
【質問6】 佐藤構成員	NTTドコモ	【構成員限り】
【質問7】 佐藤構成員	KDDI、SB	減価償却費、正味固定資産価額及び需要について、2020年度から2022年度までの予測について、過去トレンド以外に加味した前倒し償却等の影響がある場合、その影響額等について教えてください。
【質問8】 辻座長	NTTドコモ	【構成員限り】
【質問9】 辻座長	KDDI	【構成員限り】

【質問 10】 辻座長	SB	【構成員限り】
【質問 11】 佐藤構成員	SB	データ伝送役務に係る費用について、減価償却費が占める割合について、他社と比較して大きいと考えられる理由は何だとお考えでしょうか。
【質問 12】 佐藤構成員	KDDI	6月17日付け資料 33-3 P.5, 7, 12, 15, 17 の赤枠(委員限り)の各文章のどの部分が非公開の必要性がある内容なのか、その部分だけ赤線で示し、非公開とする理由をそれぞれ御説明頂きたい。

接続料の算定等に関する研究会 追加質問
(指定電気通信設備を用いた「卸役務」への必要な措置関係)

質問 1 6月30日会合では、「指定設備卸役務の提供の際に必要となる営業費」として、「自社ユーザの獲得や維持に係る営業費」の原価算入を認めるか否かについては、「卸先事業者が当該コストにより直接的に利益を享受している」かどうかの基準により慎重に判断すべきである旨示されたが、高橋構成員から、「直接的に利益を享受しているかどうかで考えることが必要であり、例えばモバイルのテレビCMについては、算入が想定されない」旨の発言があったことも踏まえると、「自社ユーザの獲得や維持に係る営業費」に該当するいずれのコストについても、「卸先事業者が当該コストにより直接的に利益を享受している」ことは考えがたく、当該コストは原価に算入すべきでないと考えられますが、ご意見をお聞かせ下さい。

(辻座長)

(NTT ドコモ回答)

総務省「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン(案)」に記載のとおり、「設備への帰属が認められる営業費」、「指定設備卸役務の提供の際に必要となる営業費」については、原価への算入が認められるべきと考えます。

例えば、「指定設備卸役務の提供の際に必要となる営業費」については、音声卸サービスに係るMVNOとの協議に要する稼働や、音声卸サービスの提供及び管理に要する稼働全般に係る営業費等を想定しており、ご指摘の自社ユーザの獲得に係るテレビCMのコストについては含まれないものと考えます。

(KDDI 回答)

利用者がモバイル事業者を選択する際、利用エリアの広さやネットワークの安定性、安全性、信頼性のなどもその選択基準になっているものと考えます。これらの条件が示されない場合、利用者がその事業者を選択することは困難であろうと考えます。MVNO 利用者が、前述の選択条件を「ネットワークはMNOから提供されたものである」ことをもってクリアし契約に至っているとすれば、その契約の判断において「MNOのネットワークならば、利用エリアが広く、安定性、安全性、信頼性がある」というイメージが直接的な影響を及ぼしているものと考えます。この場合、そのイメージをMNOが醸成したコストについて、MVNOに一定の負担を求めることは「直接的な利益の享受」として正当性があるものと考えており、テレビCMに限らずMNOの様々な活動はすべてその効果を一定程度含んでいると考えます。

また、仮に MVNO 事業者向けの料金が原価ベースとなる場合には、MVNO は、MNO のネットワーク効率の恩恵を直接的に受けることとなります。例えば、効率的に加入者を收容している事業者と新規参入事業者など効率的に加入者を收容できていない事業者では、当然前者の方が接続料は安くなり、接続料を基本とした卸料金とする場合卸料金は前者の方が安くなります。こうした差が生じることを踏まえ、MNO が現状のネットワーク効率を得るために要したコスト、つまり加入者獲得やトラフィック拡大に MNO が要したコストについて MVNO に一定の負担を求めることにも正当性があるものと考えております。

これらの点を踏まえ、MNO の営業費について、卸料金にどの程度反映すべきかご議論いただくべきと考えます。

当社としては、過去のすべての営業費を整理することは現実的ではないにしても、少なくとも算定対象年度における営業費について、現状のネットワーク効率の維持、拡大のための営業費として加入者獲得に寄与するもの（端末販売や周辺商材販売に関するものは除く）、各種お客様サポートに要するものについては算入対象にすべきと考えます。

(SB 回答)

接続と卸の相違点として、接続は接続を行う両者がそれぞれの責任において設備投資を行いサービス提供することから、営業費を除いた原価ベースで提供することが原則となっている一方、卸については、卸先が設備投資リスクを負わずにサービス提供する形態であること、また卸元にとっては小売りの一形態であることが根本的な差異と考えます。

卸元がコストをかけてユーザ獲得・維持し、その結果としての「規模の経済性」によりもたらされる便益（コスト低減効果）を卸先も享受することを踏まえれば、当該ユーザの獲得・維持にかかるコストを卸先が一定の割合で負担することは合理的であると考えます。従って、原価算入の基準は、直接または間接を問わず、性質上卸先が利益を享受していると認められるコストか否かによって判断されることが適切と考えます。なお、当該コストの原価算入の方法については今後引き続き議論を深める必要があると認識しています。

接続料の算定等に関する研究会 追加質問
(モバイル接続料の適正性向上関係)

質問2 予測値は、過去のデータからの統計的予測及び各社の経営情報に基づく見込みが含まれているとのことですが、予測値の上限、下限あるいは予測誤差の大きさ等について言及することは可能でしょうか。例えば、統計的手法だけですと、予測誤差の分散あるいはX%信頼区間等が検討できるかと思えます。また、各社の見込み等も含めて同様な記述ができるとMVNOの参考になると思いますが、いかがでしょうか。

(酒井構成員)

(NTT ドコモ回答)

- ・ 対象年度における見込みの適切な反映・予測値の算定については、接続料の算定等に関する研究会（第33回）のヒアリングにおいてご説明した通りです。
具体的には、社内的な見込みが存在し、過去のデータからの統計的予測（過去トレンド）が困難なものについては見込みを採用し、社内的な見込みがないものについては過去トレンドを採用しております。過去トレンドの精度についても、過年度の実績を用いて乖離が小さくなることを検証しているところです。
- ・ 接続料の算定等に関する研究会（第34回）で示された「モバイル接続料の適正性向上に関する方針整理について」において、「見込みの反映が、より多くの算定区分において行われるようにすることが望ましい」とされたところであり、当社においても可能な限りご指摘も踏まえた算定に今後努めていく考えです。
- ・ また、MVNOに対する情報開示についても、可能な限り、開示内容の充実が図れるよう検討してまいります。

(KDDI 回答) 【構成員限り】

(SB 回答)

- ・ 接続会計のサンプル数も少ないことから、予測誤差の分散あるいはX%信頼区間等といった統計的な分析は難しいのではないかと考えています。

質問3 予測と実績の乖離の理由について、MVNO委員会から「二種指定事業者からMVNOに対して差額が生じた具体的な理由・要因を明示・開示いただくことが不可欠」という要望が出されています（6月17日付け資料33-5 P.6）。予測と実績の乖離理由に関し、MNOからの情報提供はどのようになされることが望ましいとお考えですか。

(関口構成員)

(NTT ドコモ回答)

- ・ 当社においては、可能な限り予測と実績の乖離が小さくなるよう推計に努めたところですが、将来を正確に予測することは困難であることから、予測と実績の乖離は生じ得るものと考えます。
- ・ 当社としては、実績が判明した後に、今年度の接続料の算定において見込みを用いた設備管理運営費、正味固定資産額及び需要（帯域）について、予測と実績の比較、主な乖離要因の特定、市場環境の変化等の乖離要因の分析を行う考えです。
- ・ 分析の過程において、当社が認識した予測と実績の乖離理由については、情報提供が可能な範囲で、MVNOに対して真摯にご説明を行う考えです。

(KDDI 回答)

- ・ MVNOからの要望を踏まえて対応することが望ましいと考えます。
- ・ 予測と実績の乖離が生じた場合には、その理由について算定根拠において説明する必要があり、MVNOに対しても適切に対応していく考えです。

(SB 回答)

- ・ 設備管理運営費、正味固定資産価額、需要毎に差分を分析の上、ご説明することを想定しております。

質問4 新型コロナウイルス、災害等により、年度途中で不測の事態が生じた場合は、年度途中で年度末の予測値が変動すると思いますが、どの程度変動するか、その範囲についてMVNOに情報提供することは可能でしょうか。例えば前半でトラフィックが増加した場合、後半も同様な増加がある場合、無い場合等について予測値の範囲を示していただくことは可能でしょうか。

(酒井構成員)

(NTT ドコモ回答)

- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響を見通すことは極めて困難であり、当社は、ステークホルダーに対しても定性的な影響を示すに留まり、今期の業績見通しの公表は見送ったところです。また、今後の見通しについても、状況は刻一刻と変化するため精緻に見通すことが困難であり、予測値の範囲等を定量的な形でお示しすることは難しいものと考えます。
- ・ 当社としては、事業者の予見性向上に資する定量的な情報の提供について引き続き検討してまいります。困難な場合においても、定性的な情報であればご提供できるか等、前向きな取組に努めていきたいと考えております。

(KDDI 回答)【構成員限り】



(SB 回答)

- ・ 弊社では、2020年5月11日の決算発表の時点では、新型コロナウイルスによる通信事業への影響は軽微との予測をしていますが、追加情報があれば、MVNOへの情報提供含め検討したいと考えます。
- ・ なお、予測接続料への影響を判断するには、予測年度全体に係るコストや需要を見通す必要がありますが、それらを短期的に行ったうえで、MVNOに情報提供を行うことは現実的に困難です。

質問5 MNO3社では、経営戦略や業務運営等が異なるため、各種費用の金額が異なるものと思いますが、費用控除等の統ルール作成の必要性については一定程度理解頂いていると存じます。今後、統ルール作成の議論を進めていくにあたり、費用に関するデータが必須となる場所、

- ① 第一種事業者が固定系の接続料で提出されておられるような、より詳細なデータを提出いただくことは可能でしょうか。
- ② 金額ベースでなく、各項目について何%を控除するといったパーセントで議論すれば、総額の相違は解消すると思いますが、いかがでしょうか。
- ③ 予測値の算定にあたり、将来値の推計に統計的手法を用いる場合、共通の推定式を採用することはいかがでしょうか。

(辻座長)

(NTT ドコモ回答)

【①への回答】

- ・ モバイルの接続料については、固定系（第一種指定電気通信設備）の接続料と算定対象や算定方法が異なるものであり、同等の情報のご提示が統ルール作成の議論に資するものとならない可能性があります。
- ・ また、第二種指定事業者3社においては会計システム等も異なることから、把握可能なデータについても違いがあるものと想定されます。
- ・ そのため、提出を求めるデータについては、第一種指定事業者と一律に同等とするのではなく、検証における必要性や内容等についての慎重な検討が求められるものと考えます。

【②への回答】

- ・ 第二種指定事業者3社で事業戦略や業務運営方針が異なるように、設備構成や人員体制、資産・費用構成等も大きく異なります。
- ・ 例えば、設備全体に占めるISP等の付加機能に係る設備の割合が異なることで、減価償却費において控除される付加機能に係る費用の割合も異なっていると想定されます。
- ・ 従いまして、事業者ごとの特性を考慮せず、一律の控除率を用いた算定では、コスト回収漏れ等の問題が生じ、適正な接続料算定につながらないことが懸念されます。

【③への回答】

- ・ 第二種指定事業者3社で事業戦略や業務運営方針が異なるように、設備構成や人員体制、資産・費用構成等も大きく異なります。
- ・ そのため、共通の推定式を採用することで一律の推計を行うのではなく、引き続き、各社の判断に委ねることが適当であると考えます。

(KDDI 回答)

- ・ 統一ルール作成について、各社における事業構造、事業運営の方針（投資スタンスやコスト削減に対する考え方等）、ネットワーク構成、経理の状況、取得可能データの範囲等が異なることから困難と考えます。
- ① 一種指定設備制度と二種指定設備制度の規制根拠に鑑みて、一種指定設備制度と同等の内容を二種指定設備制度において適用すべきではないと考えます。
- ②③ 各社における事業構造、事業運営の方針（投資スタンスやコスト削減に対する考え方等）、ネットワーク構成、経理の状況、取得可能データの範囲等が異なることに留意が必要であり、慎重な議論が必要と考えます。

(SB 回答)

- ① 第一種指定電気通信設備は接続料が認可制である一方、第二種指定電気通信設備制度では届出制あるなど、規制の内容に差分が設けられています。そのため、第一種指定事業者が対応しているという理由で、第二種指定事業者にも同様の対応が求められるべきものではないと考えます。
また、算定根拠資料は提出していますが、その上で算定プロセス(STEP2, 3)等のより詳細な報告の要否を本研究会で議論されている状況であり、必要最低限の報告となるように留意頂きたいと考えています。
- ② 控除するパーセンテージは、ネットワーク構成や設備投資の考え方などにより、各社異なることが想定されるため、パーセンテージで比較することは適切ではなく、ガイドラインで例示されている除外する設備対象や考え方について各社の対応状況などを検証することが適切と考えます。
- ③ 各社予測値と実績値との相違が不明な段階で、予測方法の見直しを議論するのは時期尚早であると考えます。なお、事業計画やネットワーク構成等が各社異なることから、共通の推定式を採用することは慎重に検討すべきと考えます。

質問6 【構成員限り】



(佐藤構成員)

(NTT ドコモ回答) 【構成員限り】



質問7 減価償却費、正味固定資産価額及び需要について、2020年度から2022年度までの予測について、過去トレンド以外に加味した前倒し償却等の影響がある場合、その影響額等について教えてください。

(佐藤構成員)

(KDDI 回答) 【構成員限り】

(SB 回答) 【構成員限り】

質問8 【構成員限り】

(辻座長)

(NTT ドコモ回答)

質問9 【構成員限り】



(辻座長)

(KDDI 回答) 【構成員限り】

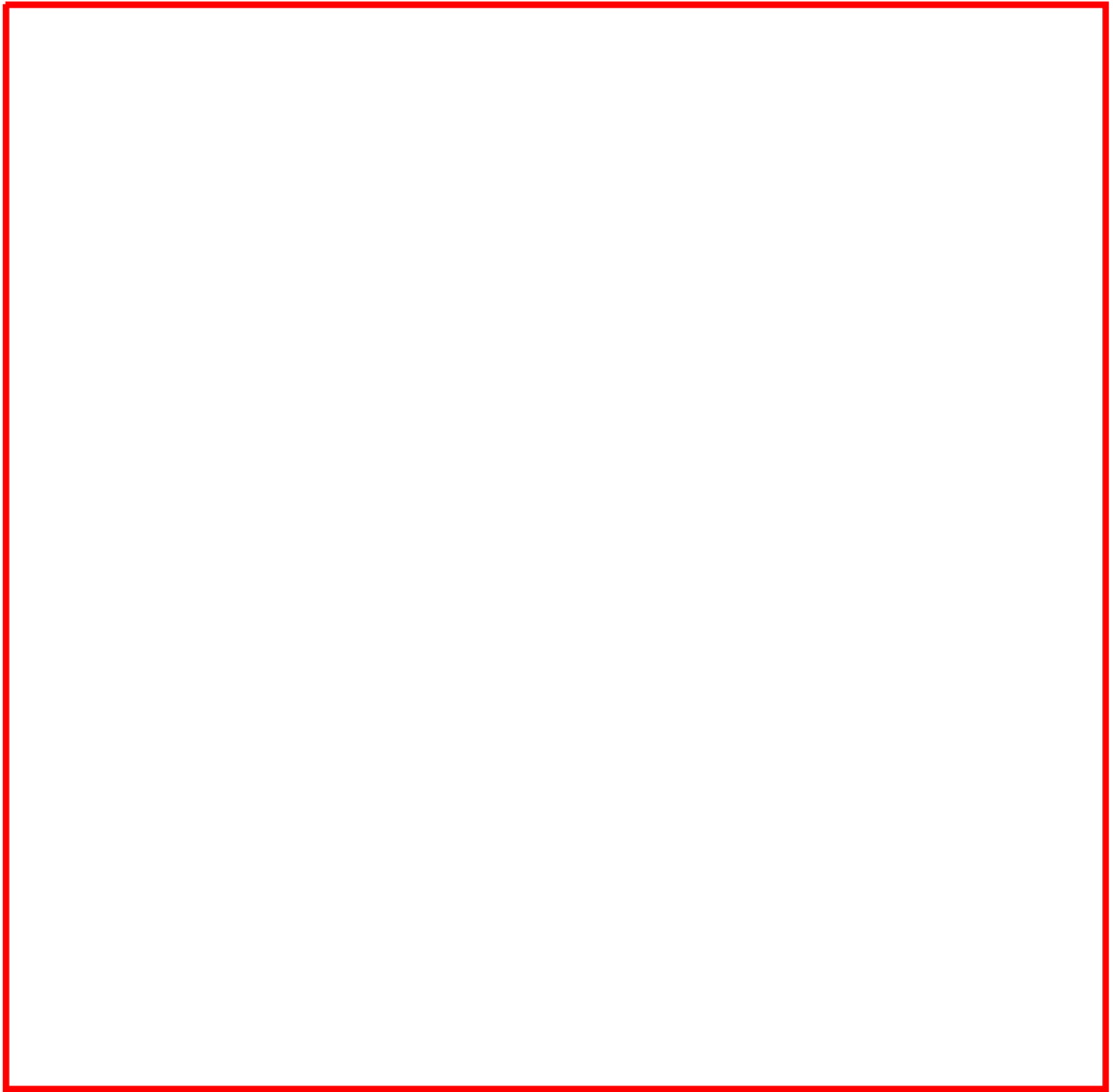


[Empty red-bordered box]

質問10 【構成員限り】
[Empty red-bordered box]
(辻座長)

(SB 回答) 【構成員限り】

[Empty red-bordered box]



質問11 データ伝送役務に係る費用について、減価償却費が占める割合について、他社と比較して大きいと考えられる理由は何だとお考えでしょうか。
(佐藤構成員)

(SB 回答) 【構成員限り】

質問12 6月17日付け資料33-3 P.5, 7, 12, 15, 17の赤枠(委員限り)の各文章のどの部分が非公開の必要性がある内容なのか、その部分だけ赤線で示し、非公開とする理由をそれぞれ御説明頂きたい。
(佐藤構成員)

(KDDI 回答)

- ・ 算定に関する内容や考え方など MVNO からの要望に基づき個別に説明を検討すべき内容と判断したのに関して非公開としております。